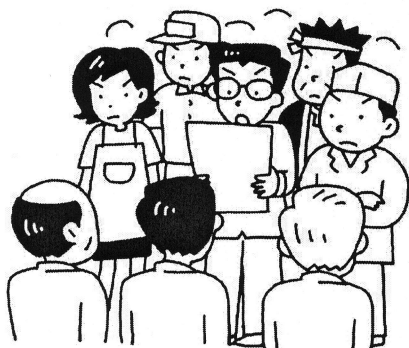


【再掲載】収支内訳書は罰則のない「訓示規定」提出しない事で不利益な扱いは受けません



確定申告を終えた会員から「『収支内訳書』が税務署から送られてきたが、どうしたらいいのか?」との問い合わせが来ています。

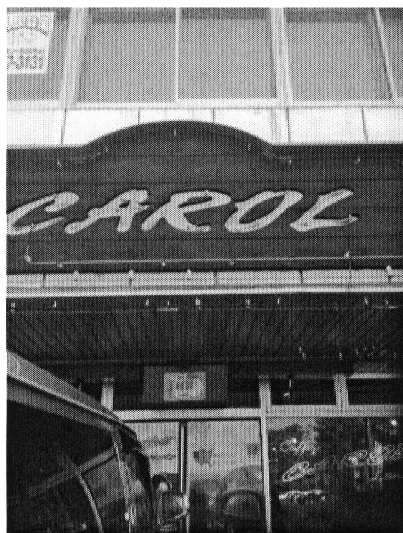
「収支内訳書」については提出しなくても罰則はありません。第101国会でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」と付帯決議をおこなっています。

収支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり、提出しないことでの罰則はありません。近年消費税調査のための売上把握するため、収支内訳書の提出を強要する動きがありますが毅然と対応することが必要です。

消費税の「控除対象仕入税額の計算表」についても罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効と回答しています。

支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で「内訳書」提出の有無や内容について話し合います。

満腹太郎の食い倒れ日記(その1)



本日は南区支部の間山さんのお店「CAROL」へ！
 私は大盛りダイナマイト定食！相棒は女性に人気のキャロル4を注文！
 店内はマンガが一杯でマンガ好きにはたまらないお店です！スタッフさんは笑顔で元気、接客面も満点です(^-^)
 そして来た料理を見てビックリ！
 凄い量！ご飯なんてバケツに入ってるみたいです(笑)しかも美味しい！しかも安い！
 どうか完食するも、しばらく動けません(笑)
 味よし、接客よし、雰囲気よし！
 繁盛してるのも納得のお店でした！
 満腹太郎オススメです。是非お腹を空かせて行って下さい(^-^)

お店DATA

喫茶

CAROL (キャロル)

札幌市東区本町2条5丁目7-13

電話:011-784-5607

営業時間 11:00~25:00

(自宅は南区です)

